資料　3

本庄市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（案）に対する意見と市の考え方

1．意見等の募集期間：令和８年８月５日（水）～令和８年９月４日（金）

2．意見等の受付人数：　　3人20件　（提出方法の内訳：持参0人、電子メール3人）

3．提出された意見及び市の考え方

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	全般	日本国憲法第３章に国民の権利及び義務として定められている等、法律や埼玉県条例が定められているにもかかわらず、条例をわざわざ制定しようとする意図が理解できない。条例化が必要なほど市民の関心が深いのか疑問である。	本市では第３次本庄市男女共同参画プラン（平成30年）策定の過程において、本庄市男女共同参画審議会委員から市長へ条例制定を求める答申が行われました。さらに第４次プラン（令和５年）策定時にも、同審議会の委員から改めて条例制定の答申がなされています。これらの答申は、学識経験者や市内関係団体代表者による審議を経て示されたものであり、市内の現状や今後の課題を踏まえた専門的・実務的な判断に基づくものです。 男女共同参画や多様性尊重に関する国や県の法制度・施策は重要な基盤であり、本市もそれらを尊重し、連携して施策を進めております。本条例は市民生活に密着した課題に対して市が主体的に方針を示し、市・市民・事業者・教育関係者それぞれの役割を明らかにし、総合的・計画的に取組を進めるために制定するものです。 ご意見は審議の重要な参考として受け止め、今後とも丁寧に説明責任を果たしてまいります。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
2	全般	多様性や多文化共生は、互いにルールやマナーを守って初めて成り立つものであり、実生活に持ち込むとトラブルや摩擦が生じ、我慢を強いられる者が出る。「共生」ではなく「強制」になっている。断固反対である。	本条例は、特定の価値観を強制するものではなく、全ての人が互いを尊重し、共に安心して暮らせる社会を目指すものです。多様性の尊重は、一方が一方に合わせることを求めるものではなく、互いの違いを認め合いながら共に生きることを基本としています。ご指摘のとおり、ルールやマナーを守ることは共生の大前提であり、本条例もその考え方と矛盾するものではありません。
3	第2条(2)	国籍及び文化的背景等の違いにかかわらず調和のある社会を目指すとされているが、外国人が増加する中、市民側に更なる負担を強いることになりかねない。移民を受け入れた外国がどうなったかを踏まえ、不安を感じている。	本条は、市内に住む・働く・学ぶ人々が互いに尊重され、共生できる環境づくりを促す趣旨ですので条例素案のとおりとします。
4	第2条(2)	修正案 「性別等、年齢、障害の有無、国籍及び文化的な背景等の違い及び共通点を認め合い、全ての人が個人として尊重され、その個性と適性が障壁なく発揮できる社会。全ての市民は本市の民族と調和し、文化遺産を慈しみ、経済及び伝統芸能、工芸の振興に貢献する社会をいう。」	本条は、様々な違いに関係なく、個人として尊重され、その個性や能力が発揮でき、それぞれの違いや共通点を認め合う調和がとれた社会のことをいいます。「多様性の尊重」と「地域文化の尊重」を両立させる趣旨については賛同しますが、文言を拡げ過ぎると「多様性」の概念が曖昧になり、差別禁止や人権尊重の趣旨が薄まる恐れがありますので条例素案のとおりとします。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
5	第２条(3)	修正案 （３）　積極的改善措置　第１号に規定する格差が性別等に起因する時、当該機会を全ての人に提供することを必要な範囲内において指導することをいう。 ※均等法などの遵守で対応が可能ではないか。（３）は削除でも良いかと考える。	「積極的改善措置」とは、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第２条第２号の定義に準じて定めています。性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどによる格差を改善するため、必要な範囲内において、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を提供することをいい、実質的な機会の平等を保障しようというものですので条例素案のとおりとします。
6	第２条(3)	職場・学校・公共施設のトイレ・更衣室・温浴施設等でジェンダーを考慮した共用化が進むことへの懸念がある。女性や子どもへのリスクが大きく、反対である。	ご意見は慎重に受け止め、条例の趣旨説明や今後の基本計画作成に際して参考とします。
7	第３条(3)	モスク建設やハラール給食、公共の場でのイスラム教徒の集会・祈祷を容認することにつながる懸念。「郷に従う」概念がないくらい自己主張が激しく、差別と主張されることへの危惧。	本条は「全ての人が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること」を目的としており、特定の宗教や文化を優遇・強制するものではありませんので条例素案のとおりとします。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
8	第3条(6)	男女共同参画及び多様性尊重の推進を国際的な協調の下に行うとされているが、これを推進した諸外国が失敗しているにもかかわらず、なぜ日本・本庄市も同様に進もうとするのか。男女差別や多様性を尊重しない国からの技能実習生の受入れとも矛盾する。市民としてメリットを感じない。	我が国の男女共同参画は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら情報収集に努め、男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進することが目的ですので条例素案のとおりとします。
9	第3条(6)	修正案 削除 国際的な多様性推進の姿勢は行き過ぎである。	本条例は地域社会の共生・支援体制の整備を目的としますので条例素案のとおりとします。
10	第4条	施策を総合的に策定するとあるが、具体性に乏しい。	第4条は市の基本的責務を定める規定です。具体的な施策については、第10条に基づき策定する基本計画において定めることとしており、計画策定の際には市民・事業者・教育関係者の意見を反映できるよう適切な措置を講じてまいります。
11	第4条	修正案 「2　市は翌年度の事業内容、予算計画を作成し、各施策の目的と期待する成果を市民に公表し別に設ける審査会の了承を施策実施の6か月前までに得る。市議会は審査内容の評価を行う。」	本条は、市の責務を定めるものです。ご提案の趣旨である透明性・説明責任・外部評価の強化は重く受け止め、運用の参考とさせていただきます。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
12	第5条・第6条	内容が全く不明な状態では賛同・協力はできない。	第５条・第６条はそれぞれ市民・事業者の責務を定めるものであり、具体的な取組内容については基本計画において明らかにしてまいります。
13	第7条	ジェンダー教育については、特定の思想を植え付けることになりかねないため反対する。また、教育関係者への更なる負担につながるため反対する。小さい子どもへのLGBTQ等の行き過ぎた性教育も止めてほしい。	本条は、教育関係者が、男女共同参画及び多様性を尊重する社会について理解を深め、基本理念にのっとり教育活動に取り組むよう努めることを定めています。特定の思想を押し付けるものではなく、多様な人々が互いを尊重することを学ぶ機会を提供することを目的としていますので条例素案のとおりとします。
14	第8条	差別的取扱いの判断基準が不明確であり、人によって異なるのではないか。「差別の定義」を明確にした上で議論すべきである。差別と区別は違う。外国人がルール・マナーを守らず日本人が注意した場合、それが差別と認定されるのか。	条例により差別の禁止を定めることは、市が差別を容認しないという明確な立場を示すもので、差別的取扱い等を許さないことを宣言するものです。差別に該当するかどうかは、事案ごとに法的観点から判断されるべきものであり、条例本文において包括的な定義を置く必要はないと考えています。また、ご指摘のとおり、ルールやマナーを守ることは共生の大前提であり、本条例もその考え方と矛盾するものではありませんので条例素案のとおりとします。
15	第9条	表現への配慮の範囲が具体性に欠け、多様性を重視するあまり市民に多文化共生を強制するものではないかと感じる。	本条は、公衆に表示する情報において、基本理念に反する表現を用いないよう「配慮」することを求めるものであり、表現の自由を不当に制限したり、特定の価値観を強制したりするものではありませんので条例素案のとおりとします。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
16	第10条	市民・事業者・教育関係者の意見を反映するとあるが、興味の薄い事に対して人は深く考えないため、明確で詳細なメリット・デメリット両方を提示した上で意見を求めてほしい。	本市においては、すでに平成２０年の「本庄市男女共同参画プラン」から令和５年の「第４次本庄市男女共同参画プラン」まで、男女共同参画基本計画を策定しております。 計画の策定・変更を行う場合には、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるとともに、本庄市男女共同参画審議会の意見を聴くこと、策定・変更したときには、速やかに公表することを定めています。メリット・デメリットの提示を求めるご意見については、基本計画の作成過程において関係機関や市民の意見を反映する場面で可能な限り情報提供を行います。
17	第12条	修正案 「市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、全ての人の適正とその能力が発揮する機会に障壁があるときは、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。」	修正案の主旨である「多様性や個々の適性の尊重」は重要であると考えます。 条例全体および基本計画を通じて、全ての人の適正と個々の適性発揮の支援について明確化してまいりますので条例素案のとおりとします。
18	第13条	施策を推進する前に、専門家の意見も取り入れてメリット･デメリットを調査研究してほしい。推し進めた結果のデメリットについて誰が責任を取るのか明確にしてほしい。	本条は、市に施策に必要な調査研究を行うことを義務付けたものです。 第１３条に基づく調査研究においては、本庄市男女共同参画審議会等関係機関の知見を幅広く取り入れながら、施策の効果と課題の双方を客観的に検証してまいります。 市の施策の実施にあたっては、市が責任ある主体として取り組むものです。
19	第14条	条例化に反対する立場から、予算を投じての啓発活動や学習の機会の充実にも反対する。	本条は、強制的な思想教育を目的とするものではなく、相互理解と人権尊重を促進するための情報提供や学びの機会の整備を目的としています。市民、事業者及び教育関係者に男女共同参画及び多様性を尊重する社会について、関心を持ち、理解を深めてもらうためのものですので条例素案のとおりとします。

	条	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
20	第15条	相談・苦情の具体的な運用方法が不明である。	本条は、市が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の実現に関する施策に関し、市民、事業者及び教育関係者から相談及び苦情を受けた場合の市の対応について定めるものです。市の各部署や関係機関が連携して、市民の皆様が安心して相談できるよう体制を整え適切に対応してまいりますので、条例素案のとおりとします。